

# 障害者手当額が改定されました

障害者手当は、重度の障がい者を有する在宅の障がい者・障がい児に支払われる手当です。消費者物価指数の変動により、4月から障害者手当額が次のとおり改定されました。

障害者手当の種類・区分		平成24年3月までの金額(1カ月当たり)		平成24年4月からの金額(1カ月当たり)
特別障害者手当	(A級)	33,430円	→	<b>33,350円</b>
	(B級)	27,430円	→	<b>27,350円</b>
	(C級)	26,340円	→	<b>26,260円</b>
障害児福祉手当	(A級)	21,490円	→	<b>21,440円</b>
	(B級)	15,490円	→	<b>15,440円</b>
	(C級)	14,330円	→	<b>14,280円</b>
経過的福祉手当	(A級)	21,490円	→	<b>21,440円</b>
	(B級)	15,490円	→	<b>15,440円</b>
	(C級)	14,330円	→	<b>14,280円</b>
特別児童扶養手当	(重度)	50,550円	→	<b>50,400円</b>
	(中度)	33,670円	→	<b>33,570円</b>

□問い合わせ先

【特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当については】

住民福祉課社会福祉係 ☎(48)1111 (内346)

【特別児童扶養手当については】

子育て支援課子育て支援係 ☎(48)1111 (内226)

# 児童扶養手当額が改定されました

児童扶養手当は、母子家庭などの生活の安全と児童の健全育成のために手当を支給する制度です。

消費者物価指数の変動により、4月から児童扶養手当額が次のとおり改定されました。

区 分		平成24年3月までの金額(1カ月当たり)		平成24年4月からの金額(1カ月当たり)
児童1人のとき	全部支給	41,550円	→	<b>41,430円</b>
	一部支給	41,540円～9,810円	→	<b>41,420円～9,780円</b>
児童2人のとき	全部支給	46,550円	→	<b>46,430円</b>
	一部支給	46,540円～14,810円	→	<b>46,420円～14,780円</b>

※ 児童3人以上のときは、3人目から児童1人増すごとに3,000円が加算されます。

□問い合わせ先 子育て支援課子育て支援係 ☎(48)1111 (内226)